

# 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年10月

尾張旭市農業委員会

指針策定年度	令和元年度
指針変更年度	令和5年度

【令和元年9月27日決定】

【令和5年10月30日決定】

# 尾張旭市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年10月30日  
尾張旭市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置付けられた。

尾張旭市は、愛知県西部に広がる濃尾平野の東部に位置し、東は瀬戸市、北及び西は名古屋市、南は長久手市に接しており、平地部では水田として、また、南部の丘陵地帯では畑としてまとまった土地利用がされている。基幹作物は、全耕地面積の約6割を占める稲作を中心に一部イチジク、露地野菜がある。

農業構造については、都市化の進行により、農地は減少の一途をたどっている。最近では、兼業農家の高齢化が進み、農業の担い手不足が深刻化しており、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、今後、農地の有効利用と担い手農家による規模拡大、農業後継者の確保のための育成と支援、地域特産品の振興などにより安定した農業経営を確立する必要があることから、農業委員（以下「委員」という。）が「農地等の利用の最適化の推進」に取り組むため、法第7条第1項に基づく指針として、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進に係る具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を次のとおり定めるものとする。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する愛知県の農業経

営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する尾張旭市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、委員の改選期である3年ごとに検討・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合
現状 (令和4年12月)	129ha	2.1ha	1.6%
3年後の目標 (令和7年12月)		1.8ha	1.3%
目標 (令和9年12月)		1.6ha	1.2%

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

(ア) 委員により、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施する。

それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付21経営4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局連盟通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止、早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

(イ) 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

##### イ 関係機関との連携について

利用状況調査と利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえ、相談や指導など、農地の利用関係の調整を積極的に行う。ま

た、貸借や譲渡を希望する人に対しては、市、農地中間管理機構、農協と連携し、農地のマッチングを行う。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率
現状 (令和4年12月)	129ha	50.8ha	39.3%
3年後の目標 (令和7年12月)		55.0ha	42.6%
目標 (令和9年12月)		64.5ha	50.0%

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ア 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

#### イ 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協と連携し、農地中間管理機構に貸付を希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

#### ウ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

#### エ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

### (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（法人を含む。） （数字は現状からの累計）
現状 （令和4年12月）	3
3年後の目標 （令和7年12月）	4
目標 （令和9年12月）	6

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ア 関係機関との連携について

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談を実施する。

##### イ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、参入後のフォローアップに努める。

#### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

尾張旭市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、尾張旭市農業委員会は次の役割を担っていく。

- 1 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- 2 農家への声掛け等による意向把握
- 3 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- 4 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- 5 「地域計画」の定期的な見直しへの協力